

厚生常任委員会

平成26年5月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	紀 良治
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	北 典子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	福田 善行	住 民 課 長	岡村ひとみ
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員、また理事者側も出席していただいておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会させていただきます。

会議に先立ちまして、今年度初めての委員会ということがございますので、部長のほうから係長以上の職員及び新規採用職員の紹介をお願いをしていただきたいと思います。 植村住民生活部長。

住民生活

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

どうもご苦労さまでございました。

それでは、委員会に出席される職員以外の方、退室していただいて結構です。

暫時休憩します。

（ 午前 9時 2分 休憩 ）

（ 午前 9時 2分 再開 ）

委員長

それでは、再開をさせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

ありがとうございます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。署名委員には、辻委員、宮崎委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1として継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とさせていただきます。理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、先ほど町長のご挨拶にもありましたように、今年度から取り組みを進めてまいります使用済小型電子機器の資源化処理につきまして、このたび、環境省の補助事業であります小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の採択を受け、実証事業として実施することになりましたので、その事業の概要をご説明をさせていただきます。

小型電子機器、以下「小型家電」というふうに呼ばさせていただきますが、使用済の小型家電は、金属、また、その他有用なものが多く含まれておりますものの、現況ではその相当部分が廃棄されていることから、国では、使用済小型家電の再生事業を行う者を認定することで、廃棄物処理業としての許可を不要にする、また、使用済小型家電のうち、資源化が特に必要な品目を指定するなど、資源化処理を促進させることを目的とした使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法が、昨年、平成25年4月に施行されたところがあります。

その小型家電リサイクル法では、資源化する小型家電を電話機、ファクシミリなど有線通信機械器具、携帯電話端末など無線通信機械器具、デジタルカメラなど映像用機械器具、電子書籍端末といったように、28の分野に分類をされ、分野ごとの具体的な品目につきましては、数が相当数に及び、また、今後も増加していくことが考えられることから、国が示しております使用済小型電子機器等の回収にかかるガイドラインで例示という形で示されております。

その例示の数は、現時点で総数で100を超えておりまして、ほぼ、家電リサイクル法で回収の対象となっている電気冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビのほか、特殊な処理を必要とする蛍光灯の類を除くほとんどの小型家電製品がカバーされているような状況になっております。

その中でも、レアメタルと呼ばれる有用な金属が多く含まれ、かつ、比較的回収しやすい携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、電卓、時計といった16品目が特定対象品目として特に資源化すべきものとして指定をされているところで、この特定16品目を含む全ての対象品目から、資源回収を行おうとする自治体が、それぞれの実情に合わせた形で回収する品目を選定することとなっております。

そして、資源化処理を担当いたします再生事業者も現在全国で35社が国からの認定を受けており、うち奈良県を事業範囲として認定を受けている事業者は3社となっております。

ここまでは、法律が施行され、順調に資源化処理への仕組みが構築されつつあるような感がいたしますが、現実的にはまだまだ有用金属を抜き取るためのコストあるいは実際の回収量など未確定な要素が多く、レアメタルが多く含まれているものは有価での取引も可能であると聞いておりますが、再生業者におきましては、有価で取り扱える品目、あるいはその買い取り価格、あるいは処理費用などの面でまだ十分な見積りを提示することができないような状況であります。

このことから、環境省では、平成25年と今年度、実際に小型家電の回収や処理を行いながら小型家電の資源化や回収にかかる諸問題について解決方法の検討を行う小型電子機器等リサイクルシステム構築実証補助事業を、市町村提案型と再生事業者提案型の2つの方法で実施されているところであります。

当町におきましては、再生事業者の大栄環境株式会社、この業者は当町が可燃ごみの処理を委託しております三重中央開発株式会社のグループ会社であります。大栄環境から再生事業者提案型の実証事業を応募するに当たりまして、当町に対しまして連携自治体としての協力依頼が

あり、今回、奈良県では奈良市と共に実証事業の連携自治体として採択を受けたところであります。

今回、再生事業者の提案型の補助事業ということで、環境省との協議、あるいは環境省への申請や報告、補助金の交付は、再生事業者が受け取ることとなりますが、町で予算計上しております回収ボックスの制作費、周知用のチラシやポスターの作成費、小型家電の処理費用などは再生事業者の負担で対応できるようになったほか、当町での回収量や回収の今後の見通し、あるいは資源化の分析など、今後小型家電の資源化処理を進める上で必要なデータが再生事業者から提供されることになったところであります。

次に、その実証事業の概要であります。

まず、回収方法であります。できるだけ住民の方々に分別作業について過度のご負担をかけない方法として、今回2つの方法を計画しております。

1つは、ボックス回収であります。国のほうでレアメタルが多く含まれ比較的回収しやすいものとして指定されました特定16品目は、現在、各地で問題となっておりますごみ集積場所での抜き取り行為の標的の品目にもなっているもので、そういった抜き取り行為の防止も兼ねまして不燃ごみから分別をしていただき、公共施設や商業施設に設置を予定しております回収ボックスに排出いただくことといたします。

なお、設置する回収ボックスは、容易に抜き取りできないように、特殊な投入口で、また、回収口も施錠できるようなものを採用する計画であります。

そのほかの小型家電につきましては、住民の方はこれまでどおり不燃ごみとして排出をしていただき、収集後、最終処分場内で対象品目を抜き取るピックアップ作業を行い、資源化していこうというふうに考えております。

なお、当町では、ごみを燃やさない、埋め立てない町づくりを目指しておりますので、今回の小型家電につきましても可能な限り資源化処理していきたいと考えておりまして、町では、再生事業者とも協議し、こ

の実証事業では、対象の小型家電を高品位小型家電、中品位小型家電、低品位小型家電の3種類に分類し、小型家電のほとんどを資源化対象としていくこととしております。

次に、実証事業の開始日ではありますが、現在、7月1日火曜日から回収、資源化処理できるように、再生事業者とも準備を急いでいるところでもあります。

最後に、住民の方々への周知であります。

この後の各課報告事項でもご報告申しあげますが、今月31日にいかるがの里クリーンキャンペーンの開催を計画しており、その後に行いますごみ減量フェアの会場におきまして、小型家電資源化処理開始のお知らせを兼ねまして、ご家庭にどの程度の使用済小型家電があるかなどのアンケート調査を通じ、ボックス回収への協力をお願いを行うとともに、7月号町広報紙におきまして、小型家電回収関係の特集記事を掲載し、ボックス回収の開始をお知らせする予定にしております。

また、その後は、町のイベント開催時、小型家電関連ブースを開設し、パネル展示や啓発活動を行い、小型家電の回収、資源化処理への周知を行うとともに、パンフレットの各戸への配布なども行い、周知徹底を図ることとしているところであります。

以上が、今年度行います小型家電リサイクルシステム構築実証事業の概要であります。

実証事業の公募要領では、実証事業に参画した自治体は、引き続き本格実施することが前提となっており、今後、実証事業の経過、結果を踏まえ、本格実施に向けての準備を進めていくこととなりますので、そのあたりの状況も、今後当委員会にもご相談、ご報告などをさせていただきたいと考えております。

なお、平成25年度のごみ・資源物の処理状況につきましては、6月議会の当委員会でご報告させていただく予定にしておりますので、ご了解いただきますようお願い申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 はい、ご苦労さまです。
報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 ボックス回収、ええと思う。それで、何か所ぐらい思っているのか。それとね、不燃物回収して、職員が分別するわけですね、最終処分場で。その辺の職員の対応っていうか、今までどおりまたこの仕事ふえるのかなと思うねんけど、その辺はどのように考えてはるのか。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 現在、ボックスを設置する場所につきましては、最終チェック中でありまして、できましたら回収量の差異も確認をしたいので、公共施設のほかに、スーパーなどの商業施設にも設置をしたいということで、今、西地区のほうではイオンいかるが店のほうで承諾をいただいているところで、今もう、東地区につきましては、もう1か所、商業施設の設置を検討しております。合計では7か所ぐらいの設置箇所になるものというふうに見込んでおります。

また、不燃ごみとして出された後のピックアップ作業でありますけども、今現在、木くず・草類の袋の破袋作業、また、ペットボトルの減容作業につきましては、シルバー人材センターに2名来ていただいております。今のところ週3日来ていただいているんですけども、7月からは週5日、毎日来ていただいて、このピックアップ作業もお手伝いをいただこうという計画をしているところであります。

辻委員 ボックス回収、これ、イオンていいですか、隣、あれ何電機かな、普通電気屋によろボックス回収とか置いてあるところ、その辺の対応はどうなるのかな。

環境対策課長 当然、扱うものが小型家電でありますので、電気の量販店に置くのが一番いいんですけども、あいにく上新電機で独自で再生事業をするということですので、今回は市町村の回収には協力できないということでありましたので、その隣のイオンに設置をさせていただくということになったところであります。

辻委員 普通、例えば携帯とか買うたら、多分引き取り、そこで引き取りされると思いますが、なかなかそういうのは出てこないような気もしますねけども、できるだけPRしながらより多くのところ、そういう業者やなしに斑鳩町のところで搬入してもらうように、またPRのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ピックアップのやつ、これ、ペットボトルと違って小型家電、やっぱり不燃物の分はちょっと危険度もあると思ひます。その辺も十分やっぱりこう、しながら、シルバーさんに頼むのもいいけども、その辺も十分やっぱり。ペットボトルとか草類と違って、かなり重量物もあるし、危険もあるし、その辺も十分やっぱり配慮して対応お願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 ほかに。 小林委員。

小林委員 継続審査の中の環境保全のほうでちょっとお聞きたいたんですけども、今年度ごみのポイ捨てる関係、2年前に予算とっていただいてキャンペーンさせていただきましたけども、今年度も多分とっておられたと思うんですけども、今年度どのような予定なのか、ちょっと年度の初めですけどもちょっと、心づもりしておきますので、そこのほうの計画を報告していただきたいと思ひます。

委員長 特に自治会連合会などからの要望もございましたたばこのポイ捨てるを禁止するという、そのことどないかでけへんかということの中から、私たち厚生委員会ではそれらの取り組みをやっぱり、いろいろ協議も取り

組みも進めてきたという中で、26年度については予算計上していただいていたと思いますが、その予定している内容について、そうしたら、少しお聞かせ、今現在わかっているところ、お聞かせいただけますか。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 現在、日程等も含めて実施計画を作成中でございます。現在の計画では、ことしの10月もしくは11月の観光シーズンに合わせて、前回同様JR法隆寺駅から門前までの間で啓発活動、またアンケート調査を行っていききたいと、パレードも行っていきたい。前回につきましては、近隣の自治会の役員、あるいは環境保全推進委員にもご協力をいただきましたが、今回につきましては、子どもたちもご協力をいただいて、パレードを行っていききたいなというふうに考えております。なお、詳細につきましては、9月の当委員会でご報告をさせていただく計画にしておりますので、よろしくお願いをいたします。

小林委員 平成22年の自治会長からのアンケートに基づいていろいろと計画を練っていただきまして、平成24年度に実施ということをさせていただきました。平成22年度のときですね、自治会長連合のほうのアンケート、結構180人近い方々から回答いただきまして、罰則規定というかどうかというふうな規制を、まあ罰則規定を設けるべきかという問いに対して、自治会長のほうも50%の方々が賛成というふうに回答いただきました。そうなってくると、50%ですので、やるべきなのかやらないべきなのかというのはなかなか判断に難しい数字ですのでね。その後、平成22年のアンケートをとらせていただきましてだいぶ時間も経ちましたので、その後、住民さんの意識として、こういうふうに斑鳩町がキャンペーンを地道に継続して続けてこられて、そのまた自治連合会のほうの意識の変化調査というのもしてみてもいいのではないかなというふうに考えています。前は厚生常任委員会主導でということアンケートをとらせていただいたと思うんですけども、その点についてもちょっとまた、厚生常任委員会としてまたどういうふうに今年度できるかと

いうのを、また委員長のほうに諮っていただきたく、よろしくお願ひしたいんですけれども。

委員長

そうですね。非常に難しい問題があつて、罰則規定を決めるということは監視をする体制もつくらんといかん。斑鳩町全域というのは難しいので範囲を決めないととてもできないと、長浜市とかね、そういういろいろな例があつて。そういうことを含めていろいろ決めていくのに大変難しい問題があるということの中で、とりあえず啓発をするキャンペーンを私たちは積極的にやりましょうということで、1回やっただけなので、ことしまたさせていただいて、それから今小林委員が提案あつたような内容について、また委員さんたちとも協議をさせていただいて、また方向を見つけ出していきたいとは思っているんですが。

前回このキャンペーンやつたとき、竜田川周辺もやつたと思うんですが、今、課長の報告では、法隆寺駅から門前までということをおっしゃっていましたが、割合たばこのポイ捨てのことは竜田川周辺の自治会長さんからも意見が出ていたと思うので、そこちょっと私、気になったんですけど、それはどうなんでしょうか、竜田川周辺については。

環境対策
課長

今後また検討していつて。前回やつたときには、60数名の参加だつたと思うんです。法隆寺周辺は200人を超える方のアンケート調査の結果をいただいたということもありますので。何かあの周辺で何か催しをされるときに合わせてやつたほうがいいのかなともいうふうにも思いますので、その辺また検討させていただきます。

委員長

またよろしくお願ひします。

ほかに、委員さんのほうで。 中川委員。

中川委員

先ほど課長の説明で、子どもさんもパレードに参加してもらふということですが、どれぐらいの年の子どもさんと、あと保護者の方の同伴もあるのかどうか、確認させていただきたいと思ひます。

環境対策課長　それも学校とちょっと協議をさせていただいて、例えば学校のクラブで参加をしていただくのか、自由参加でありますとやっぱり保護者の方と来ていただかなあかんということがありますので、それもこれから詰めさせていただいて、また9月議会でご報告をさせていただきます。

中川委員　せっかくそういうポイ捨ての禁止を啓発するパレードにね、参加していただいて、子どもさんに事故のあるようなことであってはいけないと思いますので、その点よろしくをお願いします。

委員長　参加していただける対象、範囲、年齢とかね、考えて、学校と相談していただいて、やっていただけたらというふうに思いますけれども。
ほかに、委員さんのほう、何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。
次に、2番目の各課報告事項について、その1、平成25年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。山崎国保医療課長。

国保医療課長　それでは、各課報告事項の(1)平成25年度国民健康保険税の不納欠損についてご報告を申しあげます。恐れ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

平成25年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行でございます。

平成26年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で32,327,895円の

不納欠損処分を行っております。実人数では182人となっております。

この内容を事由別にご説明申し上げますと、初めに、地方税法第15条の7第4項では、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、こういった場合には、滞納処分の執行を停止することができ、その後3年間状況が変わらない場合には、納付、納入義務が消滅するものでございます。この事由によりまして不納欠損処分を行ったものは、37人、6,954,400円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項では、これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときには、直ちに消滅させることができるものでございます。この事由によりまして不納欠損処分を行ったものは、15人で、3,218,200円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効に係るもので、時効により徴収権が消滅したものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、130人で、22,155,295円となっております。

恐れ入りますが、裏面をご覧くださいませでしょうか。

この表でございますが、平成25年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものでございます。

表の一番下の欄に件数と複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させております。

恐れ入りますが、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

この表につきましては、不納欠損の状況につきまして、平成20年度からの推移をあらわしたものでございます。

平成25年度の不納欠損処分量を前年度と比較いたしますと、平成24年度の20,002,391円に対しまして、12,325,504

円の増となっております。

ご存じのように、被用者保険の加入者が一定した所得を安定的に得られる人がほとんどであるのに対しまして、国民健康保険は、低所得者や無職者などの所得が不安定な人を多く抱えるという構造的な問題等から、収納率の低下を余儀なくされております、滞納の原因1つとなっております。

しかしながら、単に時効により不納欠損することは、税負担の公平性の観点から問題があり、滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保し、納付相談や納付指導を密にすることが大切だと考えております。地方税法や国税徴収法などの法規に基づいた処理と合わせて、文書や電話での催告、臨戸徴収を行っております。

また、国保税の滞納している人の中には、納付能力があるにもかかわらず国保税を納付しない人もあり、何度も催告を実施しても自主的な納税がない場合は、強制的な手段で納税に導かなければならないと考えております。

今後も、不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないよう、滞納者の実態を十分に把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理に努めてまいりたいと考えており、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 はい、ご苦労さまです。

それでは、報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この特に18条の第1項のこの時効っていうのが一番多いねんけど、過去にね、車を3台も所有して、土地建物を複数所有している人が時効消滅というような手立てをお受けになられたという方、なあ局長、おったな。そういうことのないように、今まあ課長最後できっちりチェックしたいって言わはったんであれやけど、特にその点、よろしく願いい

たします。

委員長 そのことなんですが、私も少し気になっているんですけどね、亡くなられた、それと亡くなられたあと、なかなかもう未納になっていた分が回収できなかつたり、転出されて追跡なかなか難しく、未納だったものを回収できずについてというようなことがまあ大方なんかなっていうふうには思ったりするんですけども、現在ね、加入されている状況で、斑鳩町において加入されている状況で未納が続いていて不納欠損をするというような、今のちょっと委員との関係もあるんですけど、そういう加入者さん、被保険者さんそのものがまだ現存している中で不納欠損行わないといけないというような例ってというのがどの程度あるんだろうかなっていうのはちょっと気になるところなんですけれども、そういうのって数字、わかりますでしょうか。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 今回不納欠損した中では、182世帯の不納欠損を行っておるわけなんですけど、このうち転出及び死亡等によりまして資格を喪失している人が127名、残りの55人につきましては、現在資格を有しておるということになっております。当然、この中には15条関係の処分を打っている人も含まれるということでございます。

委員長 滞納処分する財産がないとか、なかなか難しい状況っていうのもあるとは思いますが、55名の方たちが、今、中川委員おっしゃったような状況にあるのかなのか、そういうところきちっとやっぱり見ながらやっていただけたらというふうに思います。

ほかに、委員さんのほうで何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、2点目の平成25年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、平成25年度介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

平成25年度では、平成26年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づきまして、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者数、実人数で72人分、2,352,550円を不納欠損しております。

不納欠損処分した事由でございますけれども、全て介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたが、納付が得られないまま2年の時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。

下の表につきましては、今回、不納欠損をいたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成20年度から平成23年度の3か年分となっております。

次に、資料の2枚目でございます。(3)不納欠損の状況といたしまして、平成20年度から平成25年度までの欠損処分を行った納付者数、実人数と保険料の推移をお示ししております。

平成25年度と前年度の平成24年度を比較いたしますと、納付者数で60人、保険料で1,161,330円の減となっております。

これらにつきましては、前年度までの滞納整理等の取り組みなどによりまして、時効を迎える介護保険料の滞納について、納付者数、滞納額とも減少したことがその主な要因と考えているところでございます。

その下の事由別の表でございますけれども、各年度とも消滅時効による不納欠損となっております。納付者数、保険料とも上の表と同じでございます。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点から、適正な処理に今後とも努めてまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

以上、平成25年度の介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何とぞご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 はい、ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 すみません、今、これ担当課違うかと思うけど、徴収嘱託員今1名雇っておられますけども、この介護保険もその人が担当するのか、徴収嘱託員はあくまで国保だけするのか、次の後期高齢者のあれもするのか、その辺、税もするのか、その辺のちょっと振り分けはどういうふうにされているのかだけ。

委員長 山崎国保医療課長。

国保医療課長 現在の徴収員につきましては、国保税はもとより町税、介護、後期高齢の徴収にあたっていただいております。

辻委員 できるだけ連携とりながら、まあ優先度は多分、国保で雇ったら国保が優先になると思いますけども、その辺も十分やっぱり調整とりながら、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして、3点目、平成25年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 それでは、（３）平成２５年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてご報告申しあげます。恐れ入りますが、資料３をご覧くださいでしょうか。

平成２６年３月３１日付けで、高齢者の医療の確保に関する法律第１１３条及び第１６０条の規定に基づきまして滞納処分を行ったものは、実人数で８人、金額で８５２，４００円となっております。

事由につきましては、処分する財産がない、時効により徴収権が消滅したことにより滞納処分を行ったものでございます。

今後も後期高齢者保険料の不納欠損処分につきましては、国保税と同様、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分把握いたしまして、負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処分に努めてまいりたいと考えており、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。以上でございます。

委員長 はい、ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 さっきの国保税も一緒やけど、差押えする、処分する財産がない、所得もないという人は、生活保護受けてはらへんのかな。生活保護受けたら保険税ってかからへんの違うかな。

国保医療課長 もちろん生活保護を受けますと、資格いうんですか、国保税も後期高齢のほうも打ち合わせをするわけなんですけど、処分する財産がない、につきましては、もちろん財産調査等を行うわけなんですけど、アパート住まいされておるとか、親戚の仕送りであるとか、子どもの仕送り等ので生活されておるといような、話を聞く中ではそういうことをおっしゃる方がおられます。そういったことで、財産がないというふうな判断をしておるところでございます。

中川委員　　そういう方って、きちっとそういう県のほうでね、生活保護という手当てがあるねんから、そういうのを受けてもらってね。そうしか、これずうっとそういう方々の、これずっと町が負担していかんなんいうことですやろ。そういうこと受けはったらええのになと思うねんけど、そんなんまた課長言うたらはったらどうでんの、生活保護受けなはれって。

国保医療課長　　納税相談の中ではそういうこともお話しするわけなんですけど、積極的に生活保護を受けなさいというようなことも、積極的には誘導できませんので、そこら辺のことはちょっとご理解いただきたいと。

委員長　　今、中川委員がおっしゃるようにね、本当に困っておられるような状況があればそういう1つの方法があるということの提示っていうのは。普通、本来なら、生活保護は福祉課が担当しますけれどもね、でも、さまざまな保険料徴収であったりいろいろな公共料金であったり税であったり、全てのを徴収する中で、本当に苦しい、大変な状況があるということの中では、どの程度せっぱ詰まっておられるのか、そういうことも含めてね、1つの方法としてそういう生活保護っていう手段もあるというようなことがご紹介していただければなというふうに、今、中川委員おっしゃるような形でね、私も思います。　山崎国保医療課長

国保医療課長　　処分する財産の云々の話なんですけど、いわゆる生活費は当然いるわけなので、その残りの部分がないので払えないというような方がほとんどでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

委員長　　もちろんそれはわかっている。　小城町長。

町　長　　一番これは、こういう、後期高齢者とかあるいは介護保険の関係はですね、やっぱり納税がなかなかできないということで、結局国民年金と一緒に、国がやったら全く金が入ってこない。それで考えはったのが、

年金から差し引くということで、これはまだ少ないほうでございまして、恐らくその年金を差し引くけども、年金をもらっていない低所得者というのは、年金から差し引かれない、その方々が恐らく何人か、そらおられると思います。せやから今、山崎課長が言うように、やっぱり所得はある中で、生活費は払わんなん。まあその生活保護の関係というのは、もう低所得者やから生活保護しなはれとかいうことにはなかなか相なっていないと思いますし、やっぱり私は働いて、あるいはまたその子どもの仕送りでいくという人もおられるし、その中で医療がこれだけの、後期高齢者っていうのは医療費がふえますし、年金からしか引かれないものやからもうとても私は払えないという方もそういう実態があろうと思いますし、国のほうはできるだけもう年金からもう吸い上げますから、そういう点では非常に効率のええこういう後期高齢者医療。ただ、医療費という、80何万っていう費用ですから、これまあ、割と、少ないって言ったらこれは語弊がありますけども、そういう点でこれからもやっぱりそういう調査はしていかないといけませんけども。ただまあ、一番問題は、今やかましく世間から言われているように、生活保護もらいなはれということとはなかなか、我々の行政から、中にはやっぱり不正があるわけですから、不正をどう見抜いていくかちゅう問題もありますから、生活保護をいただきなはれということとはなかなか進まないと思いますけども、ある程度やっぱりそういう相談は受けていかなければいけないと思いますし、実態をもう少しやっぱり解明していかないといかんと思います。

中川委員 積極的にそんな町が生活保護受けなさいっていうのは言えへんと思うねんけどね、その人によったらね、やっぱり性格的にそういう行動にもよう移さへん、そういうことがあるのも知らん方もおいでになるかわかりませんので、本当に苦しんで苦しんで生活してはる人もおるかわかりませんので、そういう手当もありますよというような形でね、紹介していただだけでも結構ですので、そういう意味でよろしくお願ひします。

委員長 そうですね、実態よく把握していただいてね。
ほかに。 辻委員。

辻委員 今話聞いてなかなか難しい、徴収難しいというのはありますけども、できるだけやっぱり住民さんの意識で、生活費の中からなんぼかでも、ちよつとこう貯めておいて税金払ってくださいよというような意識をせんことには、余ったら払いますわというような考えのないようなPR方法、ひとつお願いしたいのと、それと、恐らくは県下では徴収率ええほうやと思いますけども、この徴収率について、大体どんなものだなっていうのは、お願いしたいと思います。

国保医療課長 奈良県下の市町村の平均が98.81に対しまして、当町につきましては99.32%という状況でございます。

辻委員 徴収率もかなりええようですので、また、できるだけまたこの高い数値を確保できるようにお願いしたいと思います。

委員長 ほかに委員さんのほうで何かございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に移らせていただきます。4点目として、民間事業者による保育所の整備（新設）について、理事者の報告を求めます。
本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、民間事業者による保育所の整備（新設）につきましてご報告を申しあげます。資料の4番でございます。

共働き世帯の増加や就労形態の変化等によりまして、保育の需要は増加・多様化しており、町といたしましても、これまでから、あわ保育園

において会議室を保育室に改修いたしますとともに、給食調理室を新たに新設し、定員を150名から230名に増員するなど、保育を必要とする児童を可能な限り受け入れ、待機児童を出さないよう努めてまいりました。

しかしながら、その結果といたしまして、基準上は問題ないとは申しますものの、現状のあわ保育園では、各保育室で多くの児童を受け入れておる状況でございます。

そのようなことから、本年2月には、保育所の新設につきまして、約2,200名分の署名を合わせた議会への陳情書、あるいは町に対する要望書が住民の方から提出されたところでございます。

このような中で、町といたしましても、早期に町内での新たな保育所の整備できるよう検討を行いまして、現在、公文書や物品の保管場所等として利用しております役場北庁舎、旧の保健センターでございますけれども、こちらを保育所として利用できないか、また、その活用に当たりましては、保育所への改修費用等に係る補助金の関係、あるいは運営に係る経費の関係等から、近隣の他の自治体の事例も参考にしながら、民間活力を活用してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、資料4によりまして、北庁舎を利用した民間事業者による保育所の整備（新設）につきまして、現時点でのその考え方や方向性等についてご報告をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、資料の4をご覧くださいと思います。

初めに、保育所の概要等でございます。

所在地は、斑鳩町法隆寺西3丁目8番8号、現在の北庁舎でございます。規模等は、土地が799㎡、建物が1,094㎡、建物の構造は鉄筋コンクリート造3階建てとなっております。

保育園の定員は0から5歳児の90名程度、また、開設の時期は、平成27年4月1日開園の予定で進めてまいりたいと考えております。

次に、2番、保育所の運営を行う者でございます。

運営を行う者といたしまして、王寺町で黎明保育園を運営している社会福祉法人和光会を考えております。法人の所在地は、奈良県北葛城郡

王寺町久度4丁目3274-1、理事長は藤崎隆明となっております。

その理由といたしましては、現に社会福祉法人の法人格を有していること、また、広域入所として約60人の本町の児童を受け入れており、斑鳩町の保育事業の一翼を担う認可保育園を運営していること、3つ目といたしまして、現在、和光会が運営する保育所においては、月曜から土曜に午前7時から午後10時までの長時間保育を実施、また、リーベルにごさいます王寺駅乳児センターにおける一時保育事業等に積極的に取り組んでおり、多様な保育ニーズに対応していること、このような理由から当該法人を運営事業者として保育所の整備を進めたいと考えております。

ここで、恐れ入りますが、資料の裏面、7番の町立保育所と私立保育所の経費（比較）をご覧くださいませでしょうか。

この表は、平成24年度の決算ベースで、町立保育所に係る経費と両町立保育所を民間保育所とした場合の経費を比較したものでございませ。

まず、町立保育所、Aの欄でございませけれども、支出額といたしまして、人件費等が約2億3,200万円、その他の維持管理経費が約5,000万円、支出合計は約2億8,200万円となっております。一方、収入額は、保育料が約9,000万円、その他、国庫支出金等の収入と合わせまして合計約9,400万円で、差引額、町の一般財源支出額は約1億8,700万円となっております。

次に、現在の町立保育所が私立保育所とした場合の経費等、Bの欄でございませ。支出額は、園児の人数等に基づいて支出する支弁費が約2億3,800万円、また、収入といたしましては、保育料は町立と同額の約9,000万円となつてございませが、民間保育園への支弁費に対しましては、国及び県の負担金が入つてまいりますことから、収入額合計で約1億8,500万円の収入となっております。

支出額から収入額を差し引いた町負担額は約5,200万円で、町立と私立に係る経費を比較いたしますと、町立保育所のほうが約1億3,500万円負担額は大きくなつており、町の財政的な観点、将来を見据

えた町財政の観点からも、民間事業者による保育所整備を進めたいと考えさせていただいておるところでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

申しわけございません、表面にお戻りいただけますでしょうか。

町有財産（北庁舎）の取扱い、3番目でございます。

他市町村で民間事業者による保育所整備の状況等も参考としながら検討をいたしまして、土地については無償貸付、ただし保育所の運営が一定軌道に乗ると思われる6年目以降につきましては、その運営状況を勘案して協議してまいりたいと考えております。

次に、建物につきましては、無償譲渡で考えております。

その下の4番、保育所の新設に係る事業費等も併せてご覧いただきたいと思いますが、今回、北庁舎を保育所に改修するための整備費用につきましては、建物の改修費用のほか、園庭の整備費用や備品購入費も含めて、おおむね、約1億5,000万円となっております。

この整備費用につきましては、安心子ども基金による保育所等緊急整備事業の国庫補助の対象となってまいりますが、建物が賃貸の場合は、補助金の上限額が2,700万円、建物が譲渡の場合は、その上限額が約1億5,500万円、こちらは定員71名から100名でございますけれども、補助金額は大きく相違しておりまして、その差額につきましては、事業者の負担となりますことから、本整備事業を円滑に進めるためにも、建物に対しましては無償譲渡としてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4番目でございます。保育所の新設に係る事業費につきましては、おおむね先ほど申しあげました1億5,000万円、負担割合は、国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1となっております。なお、町で整備（新設）いたしました場合には、補助金等は全くないところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5番目、運営補助についてでございます。市町村によりましては単独費として運営補助をされているところもございまして、その状況等も参考といたしながら、町単独による運営補助につきましては、和光

会のほうと今後と協議をしてみたいと考えております。

裏面にお移りいただけますでしょうか。6番、今後のスケジュール（予定）でございます。

平成27年4月の開園に向けまして、6月から近隣住民の方への説明、また、現在、北庁舎には公文書や物品等を保管しておりまして、その移転準備等、北庁舎の明渡し準備等を進めてまいりたいと考えております。

その他、必要となる調整あるいは手続き等を進めてまいりまして、9月には、町有財産、北庁舎の取扱いの関係、また、補助金や北庁舎の公文書等の移転・一時保管場所等の費用に係る補正予算につきまして、9月議会に議案として上程をさせていただき、当該議案について議決をいただきましたならば、無償貸付・無償譲渡に係る契約の締結等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その後10月には改修工事の着工、また、新年度の園児募集を行いまして、来年、平成27年2月には改修工事の竣工、3月に県の認可を受けまして、4月に開園というスケジュールを現時点では組まさせていただきますところでございます。

以上、保育所整備に係る現時点での考え方、方向性等について報告とさせていただきます。この方向性で、民間事業者による保育所の整備（新設）整備を進めてまいりたいと考えておりますので、委員皆さま方には、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 はい、ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この整備については、いつごろから進めてはりましたんやろ。

委員長 小城町長。

町長 3月議会で一応皆さん方から採択受けて、そして4月の初めですね、

やっぱり早くしなかったらいけないという、まあ4月から、新年度からこういうような形でやっていこうということで進めてまいりました。

中川委員　この件については、課長、部長にも個人的に説明を受けて、一定の理解はしているんですけども、5月の16日に、この民間事業者による保育所の整備について私が担当課へ電話入れたところ、斑鳩町は公募をしますという回答をいただきました。違う、課長、違う違う言うて。言うてくれたらええで。

委員長　公募については。　本庄福祉課長。

福祉課長　中川委員さんのほうからご質問をいただきまして、近隣の状況といたしまして、私どもも保育所の整備に関しましては、近隣の町村のほうにも聞き取り等もさせていただいておる中で、まず、町の予算等々もございいますので、国の予算、補助金の予算まず取りにいかなあかん。そして町の予算も議会のほうでご承認をいただかないかんということで、予算を確保した上で公募をされているところが一般的といいますか、多いということで、そこらあたりも含めて検討をしていかな、早急に検討をしないかんということでお答えさせていただいたつもりではあったのですが、もしそのような説明の内容になっておりましたら、大変申しわけございませんでした。説明が不十分といいますか。

中川委員　せやからね、町長もう4月からもうこの協議してるって言うてはりますやん。5月に聞いたときになんでこれ実際のこと言うてくれやへんの。私、住民に問われて、課長に聞いたとおり言うてますねんで。でたらめな回答してますねんで。やっぱり議員としてね、担当課に確認してんねから、やっぱりなんぼ常任委員会に報告してない前でも、やっぱり実際のこと説明してもらわんと困りますわ。今後絶対こういうことないようにしていただきたいです。

委員長

小城町長。

町長

今、中川委員がおっしゃるように、担当の職員、まあやっぱり議員さんからあるいはそういうことで聞かれたら、やっぱり率直に言わんと、公募していますとか、そんなことではとても来年の4月開園には間にあわん問題ですから、補助規定もございますから、やっぱりそういう点については綿密に、なぜ3月に採択をされて、私は最終の閉会の挨拶でも27年の4月からはできるだけやっぱり今の状況から考えたらあわ保育園では、まあ事故は起こらないけども、万が一事故が起こったら大変だと、これ以上の限界というものを考える中で、民間からそういう方を求めていくということを申しあげているわけですから、そこらのことをやっぱり、えらいもう中川委員さんには失礼でございますけども、そういう点が今の職員、なかなか言うていいのか悪いのかという、そういう判断はね、やっぱりそれはもう決まったことは私はやっぱりオープンにしていかなかったら、いやいや、まだ6月議会あるよってにまだちょっとその前に言うたらいかんとかそんなことではなしに、もう決まって進んでいる状況等はやっぱり率直にそういう点では言っていたいですな、えらいもう、まことに申しわけなかったと思っております。

委員長

今の件についてはね、非常に問題、難しいと思います、職員さんの判断も。ただまあ、常任委員会でご理解いただいた上で正式にっていうような思いもおありだったとは思いますが、ただ、方向性についてはね、ある程度、議員のほうから問い合わせがあったらある程度言っていたければいいかなというふうには思います。きちとした中身についてはね、委員会へ諮ってからということを一言おっしゃっていただいて、方向性は、問い合わせがあった場合、議員に説明していただいたらいいかとは思いますが。ただやっぱり、委員会でまったく正式なことわかっていないのにね、ほかの方が知っていたとかいうのはちょっと、後でわかったときにまずかなというのはい思いますので、その辺ちょっと、うまいこと仕切っていただいて、また問い合わせなどに対応していただきたいと

思います。

ほかに、委員皆さんのほうで何かございませんでしょうか。 小林委員。

小林委員 広域入所、里川委員の前回の委員会の際に質問で理事者側のほうから今年度99名の方が斑鳩町で広域入所されるということでしたので、結局というか、今年度どれぐらいの人数の方が斑鳩町、今の段階で広域入所されたのか。その中で60人程度が黎明のほうに預かっているという状況の中で、また王寺のほうから、ちょっと新規に確保するのは難しいという回答をいただいたというふうにお伺いしましたけれども、それはいつごろ正式に向こうのほうから言われたのか、ちょっと期間的には今の関係で、4月からこういう話があったというふうに、協議をされていたとおっしゃっていましたが、その王寺の話は関連してないのか、ちょっとまあその辺。

(「そんなんいつ説明しはったん。聞いてへん」と呼ぶ者あり)

委員長 池田副町長。

副町長 王寺町から新規の受入れができないと言われたのが2月ですね。当町申請ずっとやってこられて、最終王寺町、町があれしますので。

それと、それあったからこれではなくて、それはそれもありますけども、今までの各厚生常任委員会、また一般質問、また署名、その流れもありますので、セットで町もやっていこうということですので、昨年9月とか、また3月議会のほうで、委員会のほうで町長からもいろいろ答弁させていただいておりますので、そういう状況です。

2月です。最終的に。大体広域入所来るのは、大体2月ないしは3月、早いところで1月の末で決定通知が来ます、そういう状況です。

小林委員 そういう話はなかなか最近まで知りませんでしたので、そういう中で

こういうふうには慌てて、慌ててというか急にでてきたのかなというふうな印象がありましたので、ちょっとその件についてもお答えしていただきましたけれどもね、方向性としては僕もこの方向性で理事者側のほうには進めていただきたいなというふうに思います。

細かいことについては、まだあまり協議されていないでしょうから、あまり聞けないかもしれませんが、これ、今後の協議ということですので。お願いとしましては、やっぱり入所する子どもたちに最善の利益を追求していただけるようにということと、また、安定的・継続的に、このスケジュールに沿って保育園の運営をしていただけるようにということをお願いをさせていただきます。

その中でちょっとお聞きしたいのがですね、ちょっと黎明保育園、ちょっと詳しく知らないんですけども、和光会の規模から見てですね、複数の運営が可能なのかどうかちょっと、安定的にさせていただくためにも、ちょっとその辺の答弁もいただきたいなというふうに思います。

委員長 池田副町長。

副町長 質問者もご存じのように、王寺町では黎明保育園がございます。入園児、恐らく300人を超えているかな、あそこ、今現在。300人を超えております。そしてまた、他町村でもやっておられます。それでまたここは、元気クラブかな、学童保育もされておまして、それで先ほど課長の説明がありましたように、保育園のそのサービスというのはやはり非常に長時間、ここに書いていますように夜10時までされておりますし、また一時保育も積極的にされております。それで、ここには書いておりませんが、日曜の保育もやっておられます。需要者がございますので、やはりいろいろなお母さん方がおられますので、日曜働く方もおられます。そういう方にも対応するようにサービスされております。そうしたことからやはり広く保護者のニーズに答えるような運営を今日までされているということでございます。

また、今、日曜と言いました、土、日言いましたけども、斑鳩町内で

町立保育園でしたら3時とかなっておりますけども、例えばお母さんとか、急用できますわね、土、日に。そんなときにまた一時保育利用できますので、まあお金要りますけども、使用して、それらもやっぱり利用しておられます。そういう状況で安定的に広く保護者のニーズに応えられる運営をしておられるということでございます。

小林委員　あと2点ほど質問があるんですけどもね、今ちょっと副町長のほうから言葉でご答弁いただきました。保育所の保育指針に基づいて保育の計画というのが各保育所されると思うんですけども、なかなか、今言葉でいただいて、ああ、そうなんだなというふうに理解はできますけれども、より詳しく和光会のことを知るためにも、保育計画についての、保育指針に基づいて各保育所が独自に工夫を凝らしてやるための保育の計画について、そんなわかりやすい資料というのはいないんですかね。

副町長　その保育計画というのは新たにされる保育計画、ないしは今現にやっておられる保育計画、保育の運営状況ですか。

小林委員　今新たにされるところについては、今の場所での工夫を凝らした保育計画というのをつくられると思いますのでね、今の段階でどういうところに運営をお願いするかということを含めて、今の和光会の運営をされているところの保育計画。

委員長　暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時17分 再開)

委員長　再開いたします。
それでは、小林委員。

小林委員 なかなかいろいろと勘違いしていましたので、お詫びを申し上げます。
今現時点です、今の役場のほうに黎明、和光会の資料がありましたらちょっとある程度見せていただきたいと思います。その後です、また私のほうでいろいろ考えさえていただきまして、また黎明に迷惑のかからないように、ちょっといろいろと調査をさせていただきたいなというふうに考えております。

あと、最後にもう1点なんですけれども、最後に、平成16年に公立保育所の運営費の関係で国庫補助金というのがなくなってしまって、交付税算入ということなんですけれどもね、今、きょういただいた資料の裏面の7のほうで、国庫支出金で6,300万円ほどのお金が出ていますけれども、大体この金額が交付税算入入っているというのか。今までもし、交付税算入で入っている金額ってどれぐらいなのかな。

委員長 成り立ちが全然違いますので、副町長のほうからそうしたら説明お願いします。

副町長 この裏面の表を見ていただいたら、私立保育所に委託した場合は国庫補助いけます。町立で運営した場合については、長時間保育とか特殊な分についてしか国庫補助で出ませんので、残りは交付税算入されておることです。この表は、私立保育所のところでは6,300万円、国庫補助です。町立で運営したら国庫補助出ませんので。

小林委員 僕ちょっと、平成13年のほうから保育所の改革という、三位一体の改革とか、その流れがわかっていない中でですね、一般的には補助金が削られていくからどんだん民間の保育所に委託をするという流れみたいなんですけれどもね、そうやってきましたら、その以前は、斑鳩町の保育所運営に対してどれぐらいの補助金がいただいていたのかな。その中でまた。

副町長 以前でしたら、国2分の1。基準額は決まっています。支弁額、保育

支弁額、0歳児はいくら、1歳児いくら、当然5歳児は安いすわね。それ計算して、国2分の1、県4分の1の、もらっていました。ちょうど保育所運営、こんな感じですね、支出の感じで。こういう感じでもらっていました。それ以降、今言われたように、町立保育園の運営については交付税算入されたということでもあります。

委員長 よろしいですか。ほかに。 宮崎委員。

宮崎委員 これ、進めていかれる中で、できましたらね、平面図でも結構ですよってに、図面できましたらちょっと1回見せていただきたいなと思いますねんけど。改造するに当たっては子どもさんのね、0歳児からずっと受けられるということで、確かエレベータと階段しかなかったと思いますので、その辺のちょっと。簡単な図面でも結構ですので、できましたら委員に配っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ただいま委員からございましたように、保育所仕様というんですか、保育所の法的に基準などいろいろありまして、それに基づいてクリアできているというような形がわかるように、私たちもやっぱりそういうものをやっぱりきちっと見ておかないといけないということもございますので、ある程度が進んできましたら、今委員がおっしゃったようにそういうものを、どういうふうに改装がなされるかということについてお示しをしていただけらと思います。 副町長。

副町長 本日常任委員会で説明させていただきました。それで皆さんのご理解をいただきました。それでその後において当然この予定通り進みますと、10月になって工事着工したいと考えて、しないと間に合わないということですので、早急に相手方に言いまして、図面の作成もして。いろいろな申請もございますので、国の補助金もらうと、今委員長言われたように、国でやっぱり階段の仕様書、全部決まっておりますので、部屋の面積。それらをできた段階で当委員会にお示しをさせていただきたい、

このように考えております。

委員長

よろしく申し上げます。

ほかに、委員皆さんのほうで、ございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、4点目について終わらせていただきます。

10時40分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長

それでは、再開をいたします。

続きまして、次、5点目の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について報告をお受けしたいと思っております。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましてご報告申しあげます。

初めに、資料の確認をお願いしたいと思います。

資料5といたしまして、クリップでとめさせていただいておりますが、資料のほうはA4、1枚ものの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、また、斑鳩町臨時福祉給付金支給事業実施要綱(案)、斑鳩町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(案)となっておりますので、確認のほどよろしくお願いいたします。

資料番号のつけさせていただいている資料につきましては、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の概要、また、今後予定しておりますスケジュールをまとめております。それと、お配りしております要綱

(案)につきましては、給付金の支給事業に係る実施要綱(案)でございまして、要綱の制定に当たりその内容についてご報告させていただきます。

たいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、要綱（案）についてご説明いたします。恐れ入りますが、斑鳩町臨時福祉給付金支給事業実施要綱（案）をご覧いただきたいと思っております。後ろ2枚の要旨をもってご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

斑鳩町臨時福祉給付金支給事業実施要綱（要旨）。

消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、平成25年10月1日に政府が閣議決定した、消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応に基づき、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金の支給が決定されました。

臨時福祉給付金の支給対象者は、平成26年1月1日、基準日において斑鳩町の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市町村民税均等割が課税されていない方となっております。ただし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等や生活保護の受給者などは対象外とされております。支給額につきましては、支給対象者1人につき1万円となります。なお、支給対象者のうち、老齢基礎年金や児童扶養手当の受給者などについては、1人につき5千円を加算となります。

この給付金の支給に関し、必要な事項を定めるため、斑鳩町臨時福祉給付金支給事業実施要綱を制定するものでございます。

それでは、主な制定内容についてご説明いたします。

まず、（1）目的（第1条関係）でございます。本要綱は斑鳩町臨時福祉給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものでございます。

（2）定義（第2条関係）でございます。臨時福祉給付金、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として町によって贈与される給付金をいいます。

②番、支給対象者の定義でございます。支給対象者は、基準日、平成26年1月1日において斑鳩町の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市町村民税均等割が課税されていない者とします。た

だし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等や生活保護の受給者などは対象外とします。

(3) 番、臨時福祉給付金の支給(第3条・第4条関係)でございます。給付金の支給額は、支給対象者1人につき1万円とします。なお、支給対象者のうち、老齢基礎年金や児童扶養手当の受給者などにつきましては、1人につき5千円を加算いたします。

(4) 番、申請受付開始日及び申請期限(第5条関係)でございます。申請受付開始日は、別に定める日としております。また、申請期限は、やむを得ない場合を除き、申請受付開始日から3か月としております。申請受付開始日につきましては別に定めることとしておりまして、電算システムの関係等のスケジュールの調整が整いましたら、速やかに定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、(5) 番、申請及び支給の方式(第6条関係)でございます。申請及び支給の方式は、臨時福祉給付金の支給を受けようとする者、申請者でございますが、申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式、申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から提出された金融機関の口座に振り込む方式、申請者が申請書を郵送により、または町の窓口において町へ提出し、町が窓口で現金を支給する方式といたします。

次に、(6) 番、代理による申請(第7条関係)でございます。代理により臨時福祉給付金の支給申請ができる者は、支給対象者の指定した者その他町長が適当と認める者といたします。

(7) 支給の決定(第8条関係)でございます。町長は、臨時福祉給付金の支給申請書を受理したときは、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給するとしております。

(8) 臨時福祉給付金の支給等に関する周知(第9条関係)でございます。町長は、臨時福祉給付金の支給事業の実施に当たりまして、事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとしております。

(9) 申請が行われなかった場合等の取扱い(第10条関係) ござ

います。給付金の支給事業の実施に当たりまして周知を行ったにもかかわらず申請期限までに申請が行われなかった場合は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。また、給付金の支給決定を行った後、振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないうち、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

(10) 不当利得の返還(第11条関係)でございます。臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者等に対し、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求めるとしております。

(11) 受給権の譲渡、担保の禁止(第12条関係)でございます。給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならないこととしております。

(12) その他といたしまして、第13条関係でございます。この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定めることとさせていただきます。

次に、施行期日でございますが、この要綱は、公布の日から施行をさせていただきます。

以上、斑鳩町臨時福祉給付金支給事業実施要綱(案)の説明とさせていただきます。

続きまして、斑鳩町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(案)についてでございます。同じく要旨をもって説明をさせていただきたいと思っておりますので、後ろ2枚の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(要旨)でございます。

主な制定内容は、臨時福祉給付金の要綱とほぼ同じ内容でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。ご了承をよろしく願いいたします。

それでは、主な制定内容につきましてご説明をさせていただきます。

(1) 第1条関係でございます。本要綱は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるもので。

すみません。要旨、最初の前段のほう、説明をさせていただきます。申しわけございません。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国において平成25年12月5日、好循環実現のための経済対策の一環といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されました。

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は、平成26年1月1日、基準日における平成26年1月分の児童手当、特例給付を含みます、の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方となっております。支給対象となる児童は、平成26年1月分の児童手当、同じく特例給付を含みます、の対象となる児童であって、消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において類似の給付金として支給されます臨時福祉給付金及び生活保護制度の被保護者に当たる児童は対象外としております。支給額につきましては、支給対象となる児童1人につき1万円となります。

この給付金の支給に関し必要な事項を定めるため、斑鳩町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を制定するものでございます。

そういたしましたら、主な制定内容でございますけれども、臨時福祉給付金の要綱とほぼ同じ内容となっております。省略のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

施行期日でございますけれども、2枚目、一番最後のページでございます。2番目の施行期日でございますけれども、この要綱は、公布の日から施行するというふうにさせていただいております。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給事業実施要綱（案）のご報告とさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、資料番号の入っております1枚ものの資料をご覧くださいませでしょうか。申しわけございません。

各給付金の概要と今後のスケジュール、予定となっております。

1番の給付金の概要でございますが、ただいまの要綱（案）の報告の中でご説明申しあげました内容につきまして、給付金の趣旨、基準日、

また、支給対象者、支給対象児童等、その概要をまとめたものでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、対象者数の見込み、1番下の欄でございますけれども、臨時福祉給付金の対象者は約6,000人、うち老齢基礎年金等の受給者で、5千円の加算対象となる方が約3,000人を見込んでおります。また、子育て世帯臨時特例給付金では、対象児童数は約3,900人と見込んでいるところでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

まず、来月の6月号広報に「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ」といたしまして、給付金の支給対象となる方の条件、また、支給手続き等については現在準備中であること等をお知らせしてまいります。

本町におきましては、両給付金とも、対象と思われる方に申請書等、案内を送付させていただき予定で現在進めておりまして、電算システムの関係や税務課との協議等、その準備を進めております。現時点では、申請書の送付は7月中旬から下旬頃になる見込みとなっております。

このことから、申請書等の送付予定に合わせて、7月中旬に改めて制度概要や具体的な申請手続き等をお知らせするチラシを各戸配布してまいりたいと思っております。なお、町ホームページでも同様の周知・お知らせを行ってまいります。申請の受付、給付金の支給につきましては、そこにお示しさせていただいております申請書の送付時期に合わせて、4月中旬あるいは下旬、8月上旬ごろには開始してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、給付金の支給に係る具体的な実施方法等が決まりまして、また、電算システムに係る機器の調達あるいはシステム導入等の準備を進めていく必要がございますことから、給付金に係る国庫補助金の受入れあるいはその給付事務等に関する予算補正につきまして、4月25日付けで専決処分をさせていただいております。この補正予算の専決処分につきましては、6月議会において報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。
報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この申請期間ちゅうのは、やっぱり必ず定めやんと、まあ、そら何年もあかんやろうけど、3月がやっぱり妥当なんかな。何か決まってるのかな。

福祉課長 3月間、一応国のほうから3月間ということで示されておまして、それで今現在の情報では、例えば奈良市、あるいは橿原市のほうが3か月ということで定められております。県内市町村のアンケートでも3か月が一番多ございましたので、当町のほうにつきましても3か月でさせていただきますたいと。なお、例えばもともと3か月以降に対象となる方、例えば住民税が課税から非課税になった場合等々、やむを得ない場合の方につきましては、国のほうから2月27日、2月末までの受付で3月中までは対応するようということに来ておりますので、そういったやむを得ない方につきましてはきちっと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中川委員 ちょっととぼけたこと聞くけど、3か月超えるまで忘れてたら、もうあかんねんな。それは町長さえかまへんがなと言うたらいけまんのか。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 広報等十分させていただいて、3か月を守っていただくようお願いしていきたいと思っております。

委員長

今の件ですけどね、割と最初にぱっと手紙を開いてばしっと頭に入るようにね、その注意する文言をできたらゴシックで少し大き目にね、案内のところ書いておいてあげるとか、何かしたってもらったら、小さい子どもさんとかおってばたばたしてはるご家庭やったりしたら、ついうっかりということがあったりするんでね。ついうっかりしてはったんが辞退をしたというふうにみなされるようなことにならないようにね、案内なんかもちょっと検討していただけたらなというふうに思います。いただけるものを皆さんにいただけていただけるように、漏れののないような事務をできるだけやっていただきたいというふうに思います。

ほかに、ございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、ないようですので、6点目の高齢者優待券の交付状況について、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、高齢者優待券の交付状況につきまして、資料6によりご報告申しあげます。

資料のほうでございますけれども、本年4月から、JRのICOCAカードあるいはタクシー乗車券を選択肢の1つと加えさせていただきまして、4月1日から4月30日までの交付状況としてまとめさせていただいておりますので、確認いただきたい、このように思います。

まず初めに、CI-C A、奈良交通のバスカードでございます。表のほうにつきましては、優待券の種類ごと、あるいは顔写真付きの優待利用券でございますが、こちらの交付状況ごとに整理をさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

まず初めに、CI-C A、奈良交通のバスカードでございます。既に優待利用券をお持ちの方が674名、優待利用券新規交付の方が34名、うち、新たに70歳とされる方が23名、既に70歳以上の方が11名、合計34名となっております。

CI-C Aにつきましては、合計で708名、4月末時点で12%の方に交付をさせていただいております状況となっております。

次に、ICOCAカードでございます。同様のことでお示しをさせていただいております。合計で712名、バスカードと同じく12%の交付率となっております。

次に、タクシー乗車券でございますけれども、121名の方がお受けいただいております、交付率は2%となっております。

優待乗車券といたしまして、合計で1,541名の方に交付をさせていただいております、交付対象者数であります5,916人に対する割合といたしまして26%となっているところでございます。

続いて、その下のいきいきの里優待入館券でございますけれども、こちらのほうは159名の方に、4月1日から30日の間でお受けいただいております、交付率は2.7%となっております。

一番下の合計欄でございます。優待乗車券あるいは優待入館券を合計いたしまして、4月1日から30日で1,700名、交付率は28.7%となっております。

5月に入りましてからも1日平均30名程度の方に交付をさせていただいております、先週金曜日、5月16日現在での交付状況を申し上げますと、CI-C Aが823名で13.9%、ICOCAが851人で交付率14.4%、タクシー乗車券が147名、交付率は2.5%、入館券のほうは173人で交付率は2.9%、合計で1,994名、交付対象者に対する交付率は33.7%、5月16日現在で33.7%となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、高齢者優待券の交付状況についてのご報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま報告がありましたことにつきまして、何か質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 各優待乗車券というのは、各民間企業に1人分につきどれぐらい払うんですか。

福祉課長 まず、C I - C Aでございます。1枚当たり4,000円で町のほうが購入しておりまして、利用額は3,990円。町で4,000円で購入して3,990円分を高齢者の方にお配りさせていただいております。

続いてI C O C Aにつきましては、同じく4,000円で購入させていただいております。購入してお配りをさせていただいておりますけれども、利用額は3,500円となっております。

タクシー乗車券につきましては、100円の35枚綴りで交付をさせていただいております。利用された後にタクシー事業者のほうの請求に基づいて支払いをさせていただいております。

中川委員 優待入館券は1人20枚やったんかな。

福祉課長 はい、20枚でございます。

中川委員 ほかの優待乗車券ではそないして企業に支払うお金っていうのが発生しますよね。優待利用券を選んでいただいたら企業に払うお金はなくなって、いきいきの里を運営するのは1人であろうが10人であろうが、まあいる職員さん毎日決まった職員さんですし、そないに負担がふえることはないと思うんですよ。せやから、元気な方でお風呂行きたいという人がね、おったら、その優待入館券を枚数をふやして、例えば1人でも、そんだけもらえるねやったら優待入館券にしよかと思たら、その1人の3,500円、4,000円という企業に払うお金って、負担が減りますやん。だからそういう、ちょっと入館券のほうを枚数、また今後ふやしてもらおうというようなこと、検討はしてもらわれへんかな。どうでっか、副町長。

委員長 副町長。

副町長　　まず、敬老会のときに10枚綴りかな、1,000円分お渡ししております。まずそれが70歳以上に渡しております。

それで、今、委員さんお尋ねのように、高齢者のこの場合は当然実費のお金がかかります。入館券は要りません。ふれあい交流センターの利用促進を考えれば、今、質問者が言われたことについても、1つの方策でもあると考えておりますけども、少し検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（「少しな」と呼ぶ者あり）

副町長　　はい。少し時間をいただいて検討させていただきます。

委員長　　そうしたらまた、その交付を受けられる方の状況を見る中でね、また検討課題ということにしておいてくださったらいいと思います。

ほかに、ございますでしょうか。特にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　ないようですので、次に移ります。

続いて、7番目、斑鳩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について、理事者の報告を求めます。　本庄福祉課長。

福祉課長　　それでは、斑鳩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について、平成25年度に実施いたしました調査結果についてご報告を申し上げます。

お手元の資料7番、斑鳩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書【概要版】をご覧くださいませでしょうか。

その1枚目、表紙のところにございます調査の概要でございますけれども、その4番、回収状況でございます。有効回収数は、就学前の世帯

が408件、小学校のいる世帯が402件で、両700世帯に配布をして
お願いをしておりますので、回収率はそれぞれ58.3%、小学生の
ほうが57.4%となっております。

2ページにお移りいただきたいと思います。2番目の調査結果でござ
います。2ページから3ページにつきましては、それぞれ、左側が就学
前の子どもがいる世帯の調査結果、右側が小学生のいる世帯の調査結果
となっております。

初めに、家族構成や就労状況についてでございますけれども、回答者
の子どもの居住地区、子どもの年齢、また、子どもの人数及び家族構成
については、2ページのグラフのとおりとなっております。

次に、3ページでございます。一番上のグラフ、母親の現在の就労状
況でございます。就学前では、「以前は就労していたが現在は就労して
いない」が47.3%で最も多く、その右側の小学生の母親では、「パ
ート・アルバイト等」が37.6%と、最も多くなっております。

次に、中段のグラフは、父親の現在の就労状況でございますが、就学
前、小学生ともに、「フルタイム就労」がほとんどを占める結果となっ
ております。

一番下のグラフ、働いていない母親の就職希望でございますが、就学
前では、「1年より先に就労したい」が53.9%で最も多いのに対し
まして、小学生では、「特にない(子育てに専念したい)」が33.8%
と最も多い結果でございました。なお、小学生においても、「1年より
先に就労したい」、「すぐにでもパート・アルバイト等で就労したい」
を合わせますと58.6%ございまして、就学前の母親、小学生の母親
ともに就労希望が高い結果となっております。

それでは、4ページにお移りいただけますでしょうか。就学前の子ど
もがいる世帯の定期的な教育・保育についてでございます。

左側の円グラフは、平日の教育・保育の利用状況でございます。「斑
鳩町内で利用している」が41.9%、「斑鳩町以外で利用している」
が12%、「利用していない」が44.9%となっております。

また、利用している事業につきましては、右上の棒グラフでございま

すが、「認可保育所」が48.2%、「幼稚園」が43.2%の結果となっております。

その下の今後利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が最も多く64.2%、次いで「認可保育所」が46.6%、「幼稚園の預かり保育」が33.3%の結果となっております。

現在、町内や近隣市町村にはございませんが、「認定こども園」が17.4%の結果となっているところでございます。

次に、5ページは、同じく就学前の子どもがいる世帯の病児・病後児保育や不定期の事業についてでございます。

左側一番上の円グラフでございますが、平日の教育・保育利用者に、この1年間に病気やけがで通常の教育・保育が利用できなかったことがあるかどうか尋ねたところ、「あった」が71.8%を占めております。また、「あった」と回答された方の対処方法でございますが、その右側の棒グラフでございます。「母親が仕事を休んだ」が65.8%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が43%、「父母の就労していないほうが子どもをみた」が24.1%の結果となっております。

左側、上から2番目の円グラフをご覧いただきたいと思っております。病児・病後児保育の利用希望についてでございますが、「利用したいとは思わない」が49.1%、「できれば利用したい」が46.2%という結果でございました。

また、その下の円グラフは、不定期事業の利用希望に関する結果でございますが、いわゆるショートステイ、あるいはトワイライトステイ、一時保育事業でございます。こちらのほうは、「利用したい」が34.3%、「利用する必要はない」が55.2%でございました。

その右側の、子どもを泊まりで預けなければならなかった経験については、「なかった」が76.2%、「あった」が20.1%という結果となっております。

続いて、6ページにお移りいただけますでしょうか。就学前の子どもがいる世帯の育児休業の取得状況についてでございます。

育児休業の取得状況につきましては、左上の円グラフで、母親につい

では、「働いていなかった」が51.8%、育児休業を「取得した（または取得中）」が31.1%という結果でございました。また、その下の円グラフは父親でございますけれども、「取得していない」が82.4%を占めている状況となっております。

母親が育児休業を取得していない理由を右側の棒グラフでお示しておりますが、「子育てや家事に専念するため退職した」という方が56.9%を占めておる結果となっております。

次に、7ページ上段でございます。地域子育て支援拠点事業についてでございます。同じく就学前の子どものいる世帯の結果でございます。

一番上の全体では、「利用していない」が63.7%、「つどいの広場」の利用が30.4%、「その他町で実施している子育て支援事業」が6.4%の結果でございました。

子どもの年齢別では、「つどいの広場」については0歳児（平成24年度生まれ）の利用は61%、1歳児の利用は50.8%と乳幼児の利用が多い結果となっております。

「つどいの広場」につきましては、基本的に3歳未満児を対象としておりますが、毎月第4土曜日と学校の長期休業中の火曜日から金曜日において、就学前の児童まで対象を拡大して運営しているところでございます。

次に、その下のグラフをご覧ください。小学生のいる世帯に尋ねました学童保育についてでございます。

学童保育の利用意向につきましては、「町の学童保育」「民間の放課後児童クラブ」を合わせて、左側の低学年では32.4%、右側の高学年では14.2%となっております。

最後に、8ページにお移りいただけますでしょうか。（7）番といたしまして、地域の子育て環境や支援についての満足度に関する調査の結果でございます。

子育て支援施策や子育て環境の満足度についておたずねいたしましたところ、就学前、小学生ともに、「医療費助成」、「健康診断など保健事業」、「自然が豊か」、「文化が豊か」などの評価が高い結果でござ

いました。

一方、「子どもの遊び場」「病院などの医療環境」「交通安全施設」などの満足度は低い結果となっております。

ただいま、概要版によって調査結果をご報告申しあげましたが、これら調査項目の結果によりまして、保育所、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などが、将来的にどれぐらい必要なのかという量の見込みを算出し、その確保策を「子ども・子育て支援事業計画」に定める予定となっておりますので、よろしく願い申しあげます。

以上、斑鳩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果についてのご報告とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長

ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがあれば、お受けしたいと思います。 中川委員。

中川委員

ちょっと資料の見方教えてほしいねんけど。例えばこの7ページの下
のグラフで、パーセント足していったら100を超えるのは、これはどない見たらええねやろ。

福祉課長

複数選択でお伺いしておりますので、合計100%を超えているという状況でございます。

委員長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これにつきましては、国のほうからいろいろな基準などを定めて今後進んでいく問題であるというふうに思っておりますが、またできるだけ子ども・子育て会議のほうで斑鳩町で関係者の皆さんからご意見を聞く、そういう会も今後も活発にやっていただきましてね、子ども・子育てに関して斑鳩町でどんな取り組みができるか十分検討しながら、また国がいろいろ出してくる基準もあるかとは思いますが、よりよいもの

になるように、また今後そういう動きのあったときにはまた直近の担当常任委員会のほうへご報告のほう、お願いしておきたいというふうに思います。

よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして、8番目のいかるがの里クリーンキャンペーンの開催につきまして、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 既に委員の皆さまにも参加のご依頼をさせていただいておりますが、平成26年度のいかるがの里クリーンキャンペーンの開催につきまして、お手元にお配りをしております開催案内のチラシをもとにご報告をさせていただきます。

今年度のクリーンキャンペーンの開催日につきましては、5月31日、土曜日としております。

今年度におきましても、チラシの裏面に記載をしておりますとおり、一昨年から行っている方法を継承し、町内27か所の集合場所を設けまして、ご自宅や自治会から近い集合場所でごみ袋等を受け取っていただき、白石畑公民館、三井観光自動車駐車場、上宮遺跡公園、斑鳩町役場、いかるがホール、西公民館の6か所のゴール地点を、自由なコースでゴール地点を目指しながら清掃活動を行っていただくこととしております。

なお、清掃活動の時間は午前7時半から9時までの範囲内とし、当日雨天の場合は清掃活動は中止とさせていただきます。

また、清掃活動が終了いたしました午前9時からは、チラシの中面に記載をしておりますように、役場東側駐車場で、毎年大変好評をいただいております堆肥やゴーヤの苗の配布、あるいはくりかえし使ってくれてありがとうき市といった従来の催しに加えまして、ごみ減量フェアと

して、ごみあるいは資源物の処理工程のパネル展示、あるいはごみ分別等の相談コーナー、親子で楽しく環境のことが学べるクイズラリー等を開催をさせていただくこととしております。

また、まだまだ住民の方に紙製容器包装は分別すれば資源として再生できることが浸透しきれていないことから、今回、住民の方に紙製容器包装は分別すれば有価として売却できることを知っていただくとともに、分別に慣れていただくため、ごみ減量フェアにお越しの際、紙製容器包装をご持参いただくといった催しもさせていただくこととしているところであります。

委員の皆さまにおかれましては、ご家族などお誘い合わせの上ご参加いただきますようお願いを申しあげまして、5月31日開催のいかるがの里クリーンキャンペーンについてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 はい、ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら、委員皆さまにもまたできるだけ当日ご参加よろしく願いたいします。

続きまして、9番目に移らせていただきます。斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について、理事者の報告を求めます。
植村住民生活部長。

住民生活部長 斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業につきましては、平成25年4月2日の開始以来、1年が経過したところでございます。この間、幸い事故等もなく実施してまいりましたが、このたび、昨年度1年間の利用者数を取りまとめましたので、報告をいたすものでございます。

資料 8 の平成 25 年度 斑鳩町社会福祉協議会高齢者等外出支援事業
利用状況をご覧いただきたいと思ひます。

まず、(1)の利用者数でござひます。

毎週火曜日・金曜日・日曜日と週 3 日運行したもので、この間、1 年
間の運行日数は 150 日間でござひました。10 月 13 日の秋祭り、2
月 11 日のいかるがの里・法隆寺マラソン、また 2 月 14 日の大雪の日
には臨時運休をさせていただきますが、祝日を含めて運行いたしたも
のでござひます。

コース別の利用者数でござひますが、まず、①の錦ヶ丘・緑ヶ丘コー
スは 1 日 2 往復で、年間合計延べ 813 人でござひました。②の神南・
北庄・西の山のコースですが、1 日 2 往復で、年間合計延べ 1,219
人でござひます。また、③の白石畑・東里コース、1 日 3 往復で、年間
合計延べ 1,099 人でござひます。3 コースの合計は、延べ 3,131
人でござひました。

次に、(2)番の 1 日あたりの利用者数についてでござひます。

年間平均で、1 日当たりの平均の利用者でござひますが、①番の錦ヶ
丘・緑ヶ丘コースです。一番下段の年間の 1 日当たりの人数ですが、火
曜日 6.3 人、金曜日 7.7 人、日曜日 2.2 人、全曜日で 5.4 人で
ござひました。

②の神南・北庄・西の山コースは、火曜日が 11.6 人、金曜日 8.
6 人、日曜日 4.2 人、全曜日で 8.1 人でござひました。

また、3 番の白石畑・東里コースは、火曜日が 9.0 人、金曜日 8.
0 人、日曜日 5.0 人、全曜日で 7.3 人という状況でござひました。

3 コースの合計では、火曜日 26.9 人、金曜日 24.3 人、日曜日
11.4 人、合計で 20.9 人という状況でござひました。

いずれのコースとも、曜日などによってばらつきはありますが、利用
者の推移はある程度落ち着いている状況にござひます。また、利用者か
らは概ね好評の声をいただいております、順調に運行できているとい
うふうに思っているところでござひます。

現段階では、運行時刻等が定着してきております、そういうことを

考える中で、当面、もう既に4月、5月入っているわけですが、当面現行の方法で運行を継続していきたいと考えているところでございます。

今後も利用者の声などに注意を払いながら、より良い運行に努めてまいります。

以上、社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について報告をいたしました。

委員長 はい、ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。何かございますでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしたら、ないようですので、報告事項につきまして、ほかに理事者のほうから報告しておくことは、ございましたらお受けしますが。

本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課のほうから1点、ご報告、お願い申しあげることがございます。例年、夏に実施しております福祉課所管の一日里親会、心身障害者・心身障害児ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いの今年度、平成26年度の日程等について、現時点での予定を申しあげます。

まず、一日里親会でございますが、7月25日の金曜日を予定しております。行先といたしまして、兵庫県の須磨海浜水族館、神戸港遊覧を予定しております。

次に、1泊2日の心身障害者ふれあいの集いにつきましては、7月の27日、日曜日から28日、月曜日を予定しております。行先といたしまして、愛知県名古屋市のリニア・鉄道館などを予定しております。

また、身体障害者ふれあいの集い、日帰りの分でございますけれども、

こちらにつきましては8月の20日、水曜日、行先につきましては、三重県の伊勢・志摩方面を予定しております。

議長様、厚生常任委員の皆さまにおかれましては、今年度につきましてもなにとぞご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、福祉課からの報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

以上、各課報告事項については終わらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして3番目のその他についてですが、先の議員懇談会でもいろいろ6月議会に向けての説明などもお受けした経過もございますけれども、何か委員皆さまのほうでお尋ねになりたいことなどがございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

中川委員。

中川委員

以前からこの委員会に入っておられる方、聞いておられるかもわかりませんねけど、あゆみの家って、移動っていうのか、町のあの施設返して移動しはりまんのか。

委員長

小城町長。

町長

あゆみの家さんにつきまして、この間、手をつなぐ育成会という総会がありました。そこであゆみの家の理事長の井上さんが、自分のところを提供して、大体7月ぐらいに工事にかかってですね、秋ぐらいには大体50坪ぐらいの見通しでやっていきたいと。そしてまあ、後の、今使ってるところは町に返しますということですから、町としても将来のことを。ただまあ、あそこはやっぱり耐震が、やっぱり一番古い建物ですから、その辺のことも十分考えていかなければいけませんので。あゆみの家さんも自分のところでそういうことをしていこうという、やっぱり理事長は、井上理事長さんはそういうお気持ちでございます。

中川委員 　またあれだけの土地が空いてくるということでね、まあ企画財政課、総務委員会になるかわかりませんが、また跡地の利用の方法も早急に考えていただいております。

委員長 　ほかに何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けしますが、いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

（ な し ）

委員長 　ないようですので、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

　以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

　なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。

　それでは、閉会に当たりまして町長のご挨拶をお受けしたいと思います。小城町長。

町 長 　（ 町長挨拶 ）

委員長 　それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会させていただきます。

　どうも皆さま、ご苦労さまでございました。

（ 午前11時28分 閉会 ）